

合併協定書

平成16年12月13日

武生市

今立町

武生市と今立郡今立町は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項及び市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第3条第1項の規定に基づく武生市・今立町合併協議会において、次のとおり合併に関する協議が整ったので、ここに調印する。

平成16年12月13日

武 生 市 長

今 立 町 長

特 別 立 会 人

福 井 県 知 事

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

立 会 人

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

合併協議会委員

1 合併の方式

武生市及び今立郡今立町（以下「両市町」という。）を廃し、その区域をもって新しい市を設置する新設合併とする。

2 合併の期日

合併の日は、平成17年10月1日とする。

3 新市の名称

新市の名称は、越前市とする。

4 新市の事務所の位置

(1) 新市設置後新たに建設する事務所の位置については、日野川東部にあたる国道8号沿い北部の地域を優先候補とする。

(2) 新市設置後、新庁舎建設までの間における事務所は、武生市府中一丁目13番7号の現武生市庁舎を本庁舎とし、今立町栗田部11字35番地の現今立町庁舎を総合支所とする。

(3) 新庁舎の建設は、合併後5年を目途とする。

5 財産の取扱い

両市町の所有する財産（債権及び債務を含む。）は、すべて新市に引き継ぐものとする。

6 議会の議員の定数及び任期の取扱い

(1) 新市の議会の議員の定数は、24人とする。

(2) 両市町の議員は、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号。以下「合併特例法」という。）第7条第1項第1号の規定を適用し、平成18年7月29日まで引き続き新市の議会の議員として在任する。

7 農業委員会の委員の定数及び任期の取扱い

- (1) 新市に1つの農業委員会を置き、選挙による委員の定数は25人とする。
また選挙にあたっては農業委員会の区域を分けて、6つの選挙区を設ける。
- (2) 両市町の農業委員会の選挙による委員であったものについては、合併特例法第8条第1項第1号の規定を適用し、平成17年11月30日まで引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。

8 地方税の取扱い

- (1) 両市町で差異のない税制については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 両市町で差異のある税制については、次のとおり取り扱う。

固定資産税の税率については、現行のとおりとし、納期については、武生市の例による。

都市計画税については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、今立町については、合併特例法第10条第1項の規定を適用し、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、課税しないものとする。

軽自動車税の税率及び納期については、武生市の例による。

入湯税については、武生市の例による。

9 一般職の職員の身分の取扱い

- (1) 両市町の一般職の職員については、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。
- (2) 職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。
- (3) 職員の職名、職務の級については、人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から調整し、合併時に統一する。
- (4) 職員の給与については、職員の処遇及び給与の適正化の観点から調整し統一する。なお、合併時において、職員の身分を有する者については、現給を保証する。

10 特別職の身分の取扱い

特別職の職員（消防団員は除く。）については、その設置・人数・任期・報酬について、法令等の定めるところに従い、次のとおり調整する。

- (1) 市長、助役、収入役及び教育長の任期等については、法令の定めるところによる。
- (2) 市長、市議会議員、助役、収入役及び教育長の報酬等については、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整して定めた額を新市施行時の金額とし、新市の特別職報酬等審議会に諮るものとする。
- (3) 農業委員会の委員の報酬は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (4) 教育委員会の委員、監査委員、選挙管理委員会の委員、公平委員会の委員及び固定資産評価審査委員会の委員の数、任期については、法令の定めるところによる。報酬は、現行報酬額及び同規模の自治体の例をもとに調整する。
- (5) 審議会・委員会等の附属機関の委員その他非常勤の特別職の職員等、新市に設置する必要があるものについての人数、任期、報酬等は、現行の制度をもとに調整する。

11 条例・規則等の取扱い

新市における条例、規則等の取扱いについては、合併協議会で承認された調整方針及び各種事務事業等の調整内容に基づき、次のように整備する。

- (1) 条例、規則等については、合併後の事務事業等の執行に支障のないように整備する。
- (2) 条例、規則等の施行については、次のとおり区分する。

合併と同時に市長職務執行者の専決処分により、即時制定し、施行する必要があるもの

合併後、一定の地域に暫定的に施行する必要があるもの

合併後、逐次制定し、施行するもの

12 事務組織及び機構の取扱い

新市の事務組織及び機構については、次の整備方針に基づき整備する。

- (1) 新市の事務組織及び機構については、合併の趣旨を十分に踏まえて、簡素で効率的な組織及び機構とする。
- (2) 新庁舎建設までの間の総合支所の組織及び機構は、住民の生活に密接に関連した行政サービスの提供を行うために必要な体制とする。
- (3) 出先機関及び教育機関については、現行のとおり新市に引き継ぎ、名称については合併時まで調整する。

13 一部事務組合等の取扱い

- (1) 福井県市町村非常勤職員公務災害補償組合、福井県市町村交通災害共済組合、福井県自治会館組合、南越消防組合、南越清掃組合、福井県丹南広域組合、公立丹南病院組合及び武生・三国モーターボート競走施行組合については、新市において引き続き当該組合に加入する。
- (2) 鯖江広域衛生施設組合、福井県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって今立町が当該組合を脱退する。ただし、鯖江広域衛生施設組合（し尿処理施設の設置および管理運営に関する事務）については、新市において合併の日に旧今立町の区域を対象として、当該組合に当分の間加入する。
- (3) 武生・鯖江地区介護認定審査会については、新市において引き続き当該審査会に加入する。

14 使用料、手数料等の取扱い

使用料・手数料等については、新市の一体性の確保を図るとともに、住民負担の公平性の観点から適正な料金の在り方等について検討し、次のとおり調整する。

- (1) 使用料については、原則として現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、両市町で同一又は類似している施設等の使用料については、合併時まで統一するよう調整する。
- (2) 道路占用料については、武生市の例による。

(3) 手数料については、合併時まで統一するよう調整する。

15 公共的団体等の取扱い

公共的団体等については、新市の一体性を確保するため、両市町の実情を尊重しながら調整に努める。

(1) 両市町共通の団体については、合併時に統合できるように調整する。

(2) 統合に時間を要する団体については、新市において引き続き調整に努める。

(3) 独自の目的を持った団体については、現行のとおりとする。

16 補助金・交付金等の取扱い

補助金・交付金等の取扱いについては、その目的、効果を総合的に勘案し、合併時に2カ年度の終期を設定する中で、削減・廃止を含めて次のとおり見直しを行う。

(1) 両市町で同一又は同種の団体・事業に対する補助金・交付金等については、統一するよう調整する。

(2) 両市町独自の補助金・交付金等については、新市全体の中で均衡が保たれるよう調整する。

17 町名・字名の取扱い

(1) 町、字の区域は、現行のとおりとする。

(2) 町、字の名称は、住居表示区域を除き、「町」を表示する。ただし、同一の町、字の名称については、地域住民の意向を尊重し、合併時まで調整する。

18 慣行の取扱い

(1) 市章については、新市の名称等を踏まえ、合併の日までに定める。

(2) 市の花、木については、新市において速やかに定める。

(3) 市民憲章については、新市において速やかに制定する。

- (4) 表彰については、武生市の例により引き継ぐ。また、表彰候補者選考委員の構成は、新市において調整する。
- (5) 宣言については、新市において調整する。
- (6) 名誉市民及び名誉町民については、新市に引き継ぐ。
- (7) その他の慣行については、新市において調整する。

19 国民健康保険事業の取扱い

- (1) 国民健康保険税については、国民健康保険事業の健全な運営を確保するために、次のとおり取り扱う。
 - 税率及び軽減制度については、新市において速やかに統一する。
 - 納期については、武生市の例による。
- (2) 保険給付事業は、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、葬祭費については、武生市の例による。
- (3) 健康促進を目的とする保健事業の内容については、新市において速やかに調整する。
- (4) 国民健康保険診療所の管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

20 介護保険事業の取扱い

- (1) 第2期介護保険事業計画については、現行の両市町の計画を新市に引き継ぎ、合併後、新市において第3期介護保険事業計画を策定する。
- (2) 第1号被保険者保険料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から第3期介護保険事業計画により算出した保険料に統一する。
- (3) 第1号被保険者保険料の普通徴収に係る納期の回数は、武生市の例による。
- (4) 低所得者利用者負担軽減独自対策は、武生市の例による。ただし、平成17年度までは現行のとおりとする。
- (5) 居宅サービス事業については、新市に引き継ぐ。

21 各種事務事業の取扱い

21-1 行財政改革に関すること

行財政改革については、新市において速やかに行財政改革大綱を策定し、大綱に基づいて推進する。

21-2 情報公開・個人情報保護に関すること

情報公開・個人情報保護に関することについては、武生市の制度の例によるものとする。

21-3 環境政策に関すること

(1) 環境基本計画については、新市において速やかに策定する。それまでの間は、両市町の実施計画を尊重して事業を推進する。

(2) 簡易版環境マネジメントシステム「E S たけふ」の推進については、武生市の例により新市に引き継ぐ。

(3) 環境政策に係る諸事業については新市に引き継ぎ、必要に応じて内容を調整する。

(4) 公害防止協定については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に調整する。

(5) 資源ごみ・粗大ごみの収集については、合併時は現行のとおりとし、新市において5年を目途に調整する。

21-4 男女共同参画に関すること

男女共同参画事業については、両市町の男女共同参画プランを尊重しつつ、各種施策を推進するとともに、新市において速やかに新たな「男女共同参画プラン」を策定する。

21-5 地域自治振興に関すること

地域自治振興に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、制

度の統一に向け、合併後2年を目途に調整する。

21-6 伝統産業の振興に関すること

- (1) 和紙、打刃物及び家具建具など伝統産業振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、さらに充実して、伝統産業間の交流促進を図りながら全国有数の伝統産業都市をめざした産地ブランドと販路の開拓に努める。
- (2) 試験場運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

21-7 芸術・文化の振興に関すること

- (1) 芸術・文化振興支援事業については、新市において調整する。
- (2) 両市町の指定文化財については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 文化財保護・保存支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、指定文化財等保存支援事業については、武生市の例による。

21-8 国際・都市間交流事業

- (1) 国際交流事業については、現行の内容をもとに新市において調整し再編する。
- (2) 国際交流員配置事業については、新市に引き継ぐものとし、必要に応じ調整する。
- (3) 友好都市・姉妹都市交流事業については、新市において検討する。
- (4) フラワー都市交流事業については、現行どおり新市に引き継ぐものとする。

21-9 電算システム事業

- (1) 丹南広域共同電算処理業務については、合併時にシステム及びデータを統合する。
- (2) 単独導入システムについては、合併時に統合、又は新市において調整する。

(3) 合併時までには、両市町間のネットワーク整備を行う。

21-10 広報広聴関係事業

(1) 広報紙は、新市においても継続して発行する。発行回数は月1回とし、発行日は合併時までには調整する。

(2) 議会広報紙は、新市においても継続して発行する。発行回数は年4回とし、発行日は合併時までには調整する。

(3) ホームページは、新市において開設する。

(4) ケーブルテレビによる議会本会議・行政情報（映像、文字放送）の放映は、継続して実施する。

(5) パブリックコメント制度については、武生市の例により新市に引き継ぐ。

21-11 納税関係事業

全期前納報奨金については、合併時に廃止する。

21-12 消防防災関係事業

(1) 消防団については、その設置・定員・身分・報酬について次のとおり調整する。

両市町の消防団については、合併時に統合する。ただし、分団については現行のとおり新市に引き継ぐ。

消防団員の定員については、現行のとおりとし、すべて新市の団員として身分を引き継ぐ。ただし、階級については合併時までには調整する。

消防団員の報酬については、武生市の例による。

(2) 消防団施設及び消防水利については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(3) 自警消防隊連合会及び自警消防隊の支援については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、補助金等の取扱いについては、合併後2年を目途に調整する。

(4) 防災会議については、合併時に設置する。

(5) 地域防災計画については、新市において速やかに策定する。それまでの

間は、両市町の計画を尊重して運用する。

21-13 交通関係事業

- (1) 公共交通機関の確保に関する事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) コミュニティバスについては、現行のとおり新市に引き継ぎ、住民の利便性の向上をめざして3年を目途に調整する。

21-14 窓口業務

- (1) 窓口業務については、新庁舎建設までの間、住民の利便性に供するため、本庁舎及び総合支所において実施する。
- (2) 戸籍電算システムについては、合併時に統合する。

21-15 保健衛生事業

- (1) 母子保健事業については、武生市の例による。
- (2) 予防接種事業については、武生市の例による。
- (3) 老人保健事業については、武生市の例による。ただし、子宮・乳がん検診については、今立町の例による。なお、基本健診の実施会場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 精神保健事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、精神保健相談事業については、より利用しやすいように、今立町の例をもとに新市において調整する。
- (5) 特定疾患特別見舞金支給事業については、武生市の例による。ただし、合併の日の前日において今立町特定疾患特別見舞金の受給資格を有する者については、合併の日の属する年度及びこれに続く5年度に限り、今立町の例による。
- (6) 児童デイサービス事業については、武生市の例による。
- (7) 霊園（墓園）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、使用料については、合併後2年を目途に調整する。

21-16 障害者福祉事業

- (1) 身体障害者生活支援事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 身体障害者移動支援事業、身体障害者訪問入浴サービス事業及び障害児支援事業については、武生市の例による。

21-17 高齢者福祉事業

- (1) 国又は県が定める制度に基づき実施している事業で両市町に差異のないものについては、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、両市町に差異のあるものについては、次によるもののほか合併時に統一する。

いきいき倶楽部通所事業については、武生市の例による。

「食」の自立支援事業については、新市において速やかに調整する。

- (2) 健康対策給付事業については、武生市の例による。ただし、利用施設には今立町老人福祉センター今寿苑を含める。
- (3) 今立町老人福祉センター今寿苑送迎サービス事業については、新市において調整する。
- (4) 福祉バス事業については、武生市の例による。

21-18 児童福祉事業

- (1) 児童育成手当給付事業については、武生市の例による。
- (2) 児童センター（館）事業については、武生市の例による。
- (3) 放課後児童対策事業（児童クラブ事業）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、利用料金については、武生市の例による。

21-19 保育事業

- (1) 保育料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から両市町の現行料金及び国の基準額をもとに統一する。
- (2) 乳児保育については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 保育園広域入所については、武生市の例による。

(4) 第3子保育支援については、次のとおり調整する。

すくすく保育事業については、武生市の例による。

少子化対策事業(今立町)については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後3年を目途に廃止する。

(5) (財)日本スポーツ振興センター共済への加入については、今立町の例による。

21-20 その他の福祉事業

(1) 各種福祉計画については、新市において速やかに策定する。それまでの間は、両市町の計画を尊重して事業を推進する。

(2) 戦没者追悼式については、新市において速やかに統一する。

(3) 災害見舞金支給事業については、武生市の例による。

(4) 敬老事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後2年を目途に調整する。

21-21 健康づくり事業

健康づくり基本計画については、新市において速やかに策定する。それまでの間は、両市町の計画を尊重して事業を推進する。

21-22 農林水産関係事業

(1) 農業振興事業については、次のとおり調整する。

水田農業の推進については、現行のとおり新市に引き継ぎ、水田農業構造改革の一層の推進を図るため、合併後速やかに調整する。

園芸・畜産の振興については、現行のとおり新市に引き継ぎ、特産化と地産地消運動を推進する。

農業振興地域整備計画については、新市において速やかに策定する。それまでの間は、両市町の計画を尊重して事業を推進する。

(2) 土地改良事業については、武生市の例による。

(3) 林業振興事業については、次のとおり調整する。

森林整備計画については、新市において速やかに策定する。それまでの間は、両市町の計画を尊重して事業を推進する。

地域森林育成（造林・保育）支援事業については、今立町の例をもとに新市において速やかに調整する。

林道整備事業については、武生市の例をもとに新市において速やかに調整する。ただし、作業路整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後5年を目途に調整する。

21-23 商工・観光関係事業

- (1) 企業立地促進制度については、現行のとおり新市に引き継ぎ、合併後速やかに、より充実した制度開設にむけて調整する。
- (2) 中小企業融資制度については、武生市の例による。
- (3) 丹南産業フェア事業や東京いまだて物語をはじめとする産業振興イベント事業については、新市に引き継ぎ、速やかに国内外への発信効果の高い事業として充実を図る。
- (4) 観光振興イベント事業については、現行のとおり新市に引き継ぎ、新市のイメージアップにふさわしい事業として充実を図る。

21-24 勤労者・消費者関係事業

- (1) 勤労者生活安定資金融資については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (2) 就業者生活安定資金融資については、武生市の例による。
- (3) 育児及び介護休業生活安定資金融資については、武生市の例による。
- (4) 消費者関連事業については、新市に引き継ぐ。
- (5) 消費者グループの育成については、合併後2年を目途に調整する。

21-25 建設関係事業

- (1) 市道・町道については、次のとおり調整する。

市道・町道については現行のとおり新市に引き継ぐ。

道路認定及び廃止基準については、武生市の例による。

道路改良基準については、武生市の例による。

- (2) 用悪水路改良事業（武生市）及び住みよい集落排水整備事業（今立町）については、武生市の例による。
- (3) 都市計画区域については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 都市計画マスタープラン及び都市景観基本計画については、新市において速やかに策定する。それまでの間は、両市町の計画を尊重して事業を推進する。
- (5) 都市公園については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (6) 武生市営駐車場については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (7) 優良宅地の認定については、武生市の例による。
- (8) 公営住宅については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、家賃については、合併後3年を目途に調整する。

21-26 除雪対策事業

- (1) 除雪基準については、武生市の例による。両市町で実施している路線については、すべて除雪路線として新市に引き継ぐ。
- (2) 除雪体制については、新市において調整する。
- (3) 歩道除雪については、武生市の例による。

21-27 上・下水道・ガス事業

- (1) 上水道事業については、次のとおり調整する。
 - 上水道事業については、合併時に統合する。
 - 上水道料金・料金体系については、武生市の例による。ただし、水源変更時には、料金を改定する。
- (2) 簡易水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (3) 工業用水道事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
- (4) 下水道事業については、次のとおり調整する。
 - 下水道事業計画については、現行のとおり新市に引き継ぐ。
 - 下水道使用料については、武生市の例による。ただし、受益者負担金

については、現行のとおりとする。

浄化槽設置整備事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(5) ガス事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

21-28 学校教育事業

(1) 公立幼稚園の運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、保育料及び入園料については、平成17年度までは現行のとおりとし、平成18年度から統一する。

(2) 小中学校の通学区域及び管理運営については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、合併後1年を目途に必要なに応じ調整する。

(3) スクールバス運行事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

(4) 小中学校給食事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。

21-29 社会教育事業

(1) 公民館事業、生涯学習センター事業及び青年センター事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、合併後2年を目途に必要なに応じ調整する。

(2) 成人式については、新市において速やかに統一する。

(3) ふれあい会館建設補助事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、学びあいの場整備事業については、新市において調整する。

(4) スポーツ振興事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、事業内容については、合併後2年を目途に必要なに応じ調整する。

(5) 学校開放事業（体育施設）については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理体制については、新市において調整する。

(6) 総合型地域スポーツ事業については、武生市の例による。

(7) 図書館事業については、現行のとおり新市に引き継ぐ。ただし、管理運営については、新市において調整する。なお、蔵書閲覧管理システムについては、平成18年度を目途に統一する。

21-30 その他の事業

- (1) 指定金融機関については、現行のとおりとし、収納代理金融機関については、武生市の例による。
- (2) 選挙公営については、合併時に統一する。
- (3) 投票区・開票区については、合併時に統一する。
- (4) 旅館営業施設の建設等に関する指導については、武生市の例による。
- (5) 新市長の資産等の公開については、武生市の例による。

22 新市建設計画

新市建設計画については、別添「新市建設計画」に定めるとおりとする。